

一独立行政法人日本スポーツ振興センター一

災害共済給付勘定において、児童生徒等の既発生の災害に係る給付金の後年度支払に備えるための支払備金の積立額について、財務諸表を適正な表示に是正させるとともに、会計処理細則を改正して支払備金の積立額の算定を適切に行うよう改善させたもの

過小に表示されていた支払備金の額(収入支出以外) 8377万円

1 制度の概要

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、独立行政法人通則法に基づき、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類等(財務諸表)を作成することとなっている。「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」によれば、貸借対照表は、独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日における全ての資産、負債及び純資産を記載し、国民その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならないとされている。

また、センターは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法等に基づき、学校の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)につき、当該児童生徒等の保護者等に対し、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給)を行っている。

災害共済給付勘定においては、毎事業年度末日において、学校の管理下における児童生徒等の既発生の災害に係る給付金の後年度支払に備えるために必要な金額を支払備金として積み立てることとなり、その金額は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付勘定及び免責特約勘定の支払備金の積立額に関する会計処理細則(会計処理細則)によれば、次のとおり算定することとされている。

(計算式1)

$$\boxed{\text{支払備金の積立額}} = \boxed{\text{次年度の4月給付金額}} + \boxed{\text{見込積立額}}$$

次年度の4月給付金額は、当年度末において、給付金の支払はしていないが給付金の支払額は決定していることから決定額を、見込積立額は、支払額が決定していないため見込額を積み立てるものである。そして、見込積立額は、過去の年度末における既発生未報告額(年度末において、災害が既に発生し、給付金の支払義務があると認められるもののうち支払の請求を受けていないものなど)に対する後年度の給付金支払額の平均発生率等を基に次のとおり算定することとされている。

(計算式2)

$$\boxed{\text{見込積立額}} = \boxed{\text{過去4年間の年度末における既発生未報告額の平均発生率}} \times \boxed{\text{当年度給付金総額}}$$

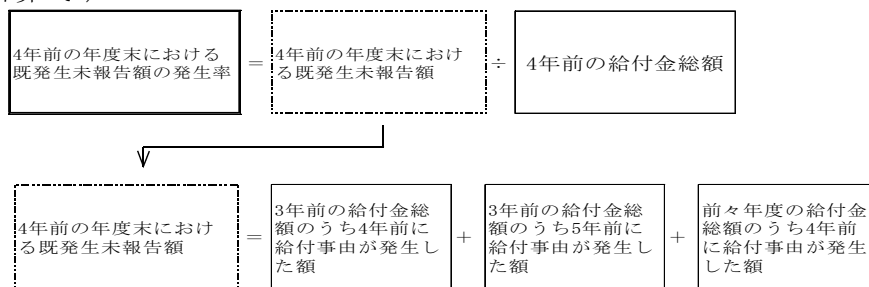
また、過去4年間の年度末における既発生未報告額の平均発生率は次のとおり算定することとなっている。

(計算式3)

$$\boxed{\text{過去4年間の年度末における既発生未報告額の平均発生率}} = \left(\boxed{\text{4年前の年度末における既発生未報告額の発生率}} + \boxed{\text{3年前の年度末における既発生未報告額の発生率}} + \boxed{\text{前々年度の年度末における既発生未報告額の発生率}} + \boxed{\text{前年度の年度末における既発生未報告額の発生率}} \right) \div 4$$

そして、例えば「4年前の年度末における既発生未報告額の発生率」は次のとおり算出することとなり、このうち「4年前の年度末における既発生未報告額」については、災害共済給付を受ける権利の時効が2年間であることから、4年前の翌年度(3年前)の給付金総額のうち4年前及び5年前に給付事由が発生した額と、4年前の翌々年度(前々年度)の給付金総額のうち4年前に給付事由が発生した額を算出し、これを基に算定することになる。

(計算式4)



センターは、前記の方法により支払備金の積立額を算定するなどして財務諸表を作成しており、平成29事業年度における貸借対照表の支払備金の計上額は、68億3965万円となっている。

2 検査の結果

29事業年度の財務諸表を対象として、センター本部において検査したところ、センターは、図のとおり、29事業年度末の「過去4年間の年度末における既発生未報告額の平均発生率」の算定に当たり、計算式4における「4年前(25事業年度)の年度末における既発生未報告額」について、①3年前(26事業年度)の5月から翌年3月までの11か月間に給付した額のうち4年前(25事業年度)及び5年前(24事業年度)に給付事由が発生した額と②前々年度(27事業年度)の5月から翌年3月までの11か月間に給付した額のうち4年前(25事業年度)に給付事由が発生した額を合計していた。

しかし、①については、26事業年度の4月給付金額は25事業年度末において「次年度の4月給付金額」として別途積み立てているため適切に算定されていることとなるが、②については、27事業年度の4月給付金額を25事業年度末において別途積み立てていないため12か月間分の額を用いる必要があった(図参照)。

図 4年前(平成25事業年度)の年度末における既発生未報告額の算定誤り(概念図)

給付事由の発生年度	給付金の支払年度				
	平成26年度		平成27年度		
	26年4月	26年5月～27年3月	27年4月	27年5月～28年3月	
24年度	積立済		-	-	①
25年度	積立済		-	-	
	-	-			②

…センターが合計していた金額
 …センターが合計していなかったが、合計することが適切である金額

また、センターは、「3年前(26事業年度)の年度末における既発生未報告額の発生率」、「前々年度(27事業年度)の年度末における既発生未報告額の発生率」、「前年度(28事業年度)の年度末における既発生未報告額の発生率」、当年度給付金総額等についても、各給付年度の5月から翌年3月までの11か月間分の額を用いて算出していたが、上記と同様に別途積み立てていないなどのため12か月間分の額を用いる必要があった。

この結果、災害共済給付勘定の支払備金が29事業年度に8377万円過小に算定されていて、貸借対照表の支払備金の計上額が過小に表示されるなどしていた。

3 センターが講じた改善の処置

センターは、支払備金の積立額の算定を適切に行うような処置を講じた。

ア 災害共済給付勘定の支払備金の積立額の誤りについて、30事業年度の財務諸表において、29事業年度に過小に計上されていた支払備金の額を臨時損失として計上し、30事業年度の支払備金の積立額を適正に表示させた。

イ 令和元年8月に、会計処理細則を改正して、既発生未報告額の算出等に12か月間分の額を用いるものを具体的に示して、災害共済給付勘定の支払備金の積立額の算定方法を明確にした。